

第16回茨城県地方協議会議事概要

【日 時】

令和6年2月7日（水）

【場 所】

ホテル レイクビュー水戸

【出席者】 敬称略

| | | |
|-------|--------------------------------------|-------------|
| 矢野 裕児 | 流通経済大学 流通情報学部 | 教授 |
| 加藤 祐一 | 一般社団法人 茨城県経営者協会 | 専務理事 |
| 坂井 和美 | 茨城県商工会議所連合会 | 専務理事 |
| 工藤 英明 | 茨城県商工会連合会 | 専務理事 |
| 関 武志 | 茨城県中小企業団体中央会 (代理 事務局長兼総務課長 近藤 哲生) | 専務理事 |
| 井坂 紀臣 | 株式会社ケーズホールディングス | 営業本部物流部長 |
| 齋藤 雅之 | 株式会社カスミ | SCM担当マネージャー |
| 狩谷 祐一 | 日本労働組合総連合会 茨城県連合会 | 事務局長 |
| 飯泉 誠 | 全日本運輸産業労働組合茨城県連合会 | 書記長 |
| 小倉 邦義 | 一般社団法人茨城県トラック協会 | 会長 |
| 埜 正明 | ハナワ物流株式会社 | 代表取締役 |
| 小倉 重則 | 三共貨物自動車株式会社 | 代表取締役社長 |
| 糸賀 祥治 | 株式会社 糸賀商運 | 代表取締役会長 |
| 澤口 浩司 | 茨城労働局 | 局長 |
| 勝山 潔 | 関東運輸局 (代理 自動車交通部次長 勝家 省司) | 局長 |
| 古賀 重徳 | 関東運輸局茨城運輸支局 (オブザーバー) | 支局長 |
| 竹村 勝 | 関東経済産業局産業部適正取引推進課 | 課長 |
| 森 陽子 | 茨城県産業戦略部労働政策課 | 副参事 |
| 高橋 盛之 | 茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室 | 室長 |

【議事・質疑 等】

・茨城労働局 澤口局長

本日お集まりの皆様におかれましては、日頃から労働行政の推進につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法については、概ね施行されたところですが、本年4月からは、これまで適用が猶予されてきたトラック運転者の運転業務について、時間外労働の上限規制の適用が開始されます。あわせて、令和4年12月に改正された改善基準告示についても、適用が開始されます。したがって来年度は、トラック運転者における働き方改革の本格的なスタートの年となります。

道路貨物運送業については、他の業種に比べて労働時間が長く、過労死等の労災支給申請件数も高い状況にあり、いわゆる2024年問題として取り上げられているところです。また、このままでは国民生活や経済活動を支える「物流」という社会インフラの維持が困難になるのではないかと危惧されているところです。

一方、トラック運転者の長時間労働を改善するためには、個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難であるため、発着荷主の皆様を含めて国民全体を含めた皆様のご理解、ご協力いただきながら、取引慣行を見直していくことが必要不可欠と考えております。

茨城労働局としましては、引き続き、関係団体、関係行政機関と連携しながら、時間外労働の上限規制や改善基準告示について説明会を開催するなど周知を図ってまいりますとともに、あわせて発着荷主等に対する要請とその改善に向けた働きかけについて、引き続き実施してまいります。

今後も、トラック運転者の長時間労働の改善に向けてより一層取り組んでまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いいたします。

・関東運輸局 勝家次長挨拶

本日は、委員であります関東運輸局長の勝山に所用がありましたので、代理で出席させていただいております。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、国土交通行政の各般にわたりまして、ご理解・ご協力をいただいていることに関しまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

令和6年は元日より、石川県能登半島地震、翌日には羽田空港での航空機衝突事故など、大変ショッキングな幕開けとなってしまいました。特に能登半島地震については今なお、被害に遭われた方々の避難生活が続いており、コロナ渦でもそうでしたが、エッセンシャルワーカーとして物流を止めず、こういった災害時には被災地への支援物資の輸送に活躍するトラック運送事業の大切さをあらためて認識させていただいた次第です。

ご承知のとおり、年間960時間という時間外労働の上限規制の適用、また、改正改善基準告示の運用まで、秒読みとなり、いよいよ「2024年問題」が差し迫った状況にあります。

政府におきましては、岸田総理の指示の下、昨年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」がとりまとめられ、翌7月には、その政策パッケージの中に盛り込まれた「トラックGメン」が創設されています。

これは、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請け事業者の監視を強化するために、緊急に体制整備されたものであり、関東運輸局及び管内の運輸支局において、24名の職員がその業務に当たるよう配置されました。

現在、トラック事業者の皆様へのプッシュ型の情報収集や、荷主への働きかけ・要請・勧告の実施を進めているところであり、この、トラックGメンの取組については、後ほど事務局からのご説明をさせていただきます。

また、今後は貨物自動車運送事業の標準的な運賃及び標準運送約款の改正も予定されております。主な改正は平均8パーセントの運賃引き上げや、有料道路を利用しないことによる割り増し、荷主と運送事業者双方が運賃等を記載した電子書面を交付するなど、多重下請け構造の是正策なども盛り込まれております。現在、運輸審議会の諮問を経て、13日に公聴会が予定されておるところです。

このほか2024問題に向けた様々な取組みにつきましては、この協議会をお借りして事務局から説明させていただきますが、引き続き、関東運輸局としましても、持続可能な物流の実現のため、取引環境の適正化やトラックドライバーの労働環境の改善・担い手不足の解消に向けた取組を、関係機関とも連携し、着実に取り組んで参ります。

2024年問題に向け、様々な課題を解決するためには、トラック事業者のみならず、荷主企業をはじめ、サプライチェーン全体で課題解決に取り組まなければなりません。

本協議会につきましては、荷主、トラック事業者、労働組合、行政といった幅広い関係者が集まって御議論いただく大変貴重な場でありますので、委員の皆様様の様々な立場から、取引環境の適正化、長時間労働の抑制に対する幅広い知見をいただければと思っております。

是非とも忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○議題1. 令和5年度の茨城県地方協議会における取組について

①トラック運送事業の現状と関東運輸局の取組について

関東運輸局より《資料1》について説明。

②令和5年度の茨城県地方協議会における取組について

茨城運輸支局より《資料2》について、茨城労働局より《資料3》について、茨城県トラック協会より《資料4》について説明。

・茨城県トラック協会 小倉氏

茨城県トラック協会においては、昨年12月4日に「持続可能ないばらきの物流構築の共創セミナー」を開催し、我々の取組、そして行政の取組等色々説明させていただきましたが、みなさん関心を持たれていました。

また、物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を103の企業・団体が公表していますので、それだけ業界団体や大企業が相当関心もっていることは間違いありません。しかし、

地方の企業、中小企業については、まだまだという状況ですし、国会において荷主企業に対する罰則規定の法制化が議論されていると聞いています。また、荷主企業の物流効率化には色々補助金が出ていますので、これを有効に活用いただき、我々と一緒に取り組んでいくことを主題に置いて、5月に第2回共創セミナーを開催したいと思います。

・茨城県商工会連合会 工藤氏

資料1にトラックGメンによる集中監視月間ということで、働きかけ・要請・勧告とありますが、これは段階的にやっていくものですか？いきなり勧告ということはないですよね？

・関東運輸局貨物課 堀越課長

ご質問ありがとうございます。仰るとおり、まず働きかけを行い、働きかけを行ったにもかかわらず、まだ改善が進まないという状況であれば要請を行います。要請を行ったけれども全然改善が進まない場合には、勧告公表をします。今回2社公表しましたが、これは令和4年くらいに要請を行っているのですが、全然改善されず、申告がかなり寄せられていたため、勧告公表に至ったということです。

・茨城県商工会連合会 工藤氏

勧告があった2社はその後改善されましたか？

・関東運輸局貨物課 堀越課長

1月26日に勧告があったばかりで、今現在改善計画などを提出する状況もあるため、引き続き注視していくという状況です。

・茨城県商工会連合会 工藤氏

資料1の27頁の一番下に「改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め」と記載がありますが、勧告しても是正されないところは将来的にどういったことが想定されますか？

・関東運輸局貨物課 堀越課長

場合によっては我々から公正取引委員会に告発ということも考えられると思います。

・流通経済大学 矢野教授

実態として長時間労働が発生していることがまずいというのか、努力しているけれど治らないのか、この辺の区分けをどうしていくのかを荷主企業は気にしている。

・関東運輸局貨物課 堀越課長

私もトラックGメンとして、元請け事業者・荷主企業様にも連絡させていただいておりますが、例えば食品会社に電話したときは、バースが限られてしまって、荷卸し場所が2バースしかないという状況も聞いていたところ、荷待ちを減らすために、一時卸し場所を設けたという実績もお伺いしているので、荷主企業様としては、取り組んでいるものの、ハード面等でなかなか改善さ

れないというのが実態だと思っています。

・矢野教授

物流事業者自身が過積載をしているケースも結構あります。こういうところは物流事業者自身が自ら正していき、荷主企業だけでなく両方で取り組んでいくのが重要だと思います。

もう一つ、資料4の4頁と5頁の共同宣言に消費者代表が加わっていることが重要だと思います。消費者の行動変容について、再配達はすぐにわかるのですが、それ以外に自分たちが **BtoB** にどう関わっているのかわかりづらい面があります。その辺をいかに認識してもらうかが重要です。

・株式会社カスミ 齋藤氏

時間外労働の上限を年960時間以内から、一般サラリーマンと同じように年360時間未満にする労働規制適用のロードマップは具体化されているのでしょうか？

960時間が中間措置だというのが当方の理解ですが、やはりドライバーの時給単価を上げないと、残業規制でドライバーの収入が減ってしまう。

・茨城労働局監督課長 尾畑

仰るとおり通常の年360時間に向けてのロードマップの議論はありますが、今のところ具体的なロードマップは示されておりません。

・株式会社カスミ 齋藤氏

題目としてはあるのでいつでもシフトできるように我々としては考えておかなければなりません。拘束時間が少なくなれば配送できる正味の作業がますます減っていくので、最終的にすべての商品の原価に影響して、それが商品の売価に影響すると思います。逆にそうしていかないと全体としての労働分配がうまくいきませんので、その辺りはわかり次第すぐ教えていただきたいと思います。

・矢野教授

重要な点は、消費者がある程度コストを受け入れることにつなげていくことです。そういうことも含めて消費者に対して、物流にどう関わり、**BtoB**の世界に自分たちがどう関わってくるか、そしてそれを受け入れる方向にもっていくということが重要だと思います。

・茨城県商工会議所連合会 坂井氏

消費者の理解については、日本商工会議所で毎月 **LOBO**（早期景気観測）調査を行っています。昨年7月には、中小企業における「物流の2024年問題への対応の動向」を調査しています。その中で、「国に期待すること（必要な支援策）」として、「**「送料無料」表記の是正等の消費者・取引先の意識変革の促進**」に向けた支援策を求める声が寄せられています。

○議題 2. 関係行政機関の取組について

関東経済産業局適正取引推進課より《資料 5》について、茨城県労働政策課より《資料 6》について説明。

○議題 3. 今後の茨城県地方協議会における方針について

茨城運輸支局より《資料 7》について説明。

・矢野教授

標準的な運賃の届出率の目標がありますが、届出率向上のためにトラック協会員以外にはどうやって広めていきますか。

・茨城運輸支局長 古賀

適正化事業実施機関による巡回指導は協会員以外も対象にしているため、その機会も活用して協力の働きかけをしていきます。

・茨城県トラック協会 小倉氏

標準的な運賃と標準運送約款が 4 月以降見直されることになっておりますので、提出し直しになると思います。しっかりと周知していきます。

・矢野教授

KPI としての量的な目標も重要ですが、いかに皆さんに知ってもらうかが重要だと思います。

それでは、議題 3. 今後の方針については事務局提案の方針で進めることでよろしいでしょうか？

(出席委員から意見なし)

○議題 4. その他

茨城運輸支局より《資料 8》について説明。

○全体を通しての意見

・茨城県商工会議所連合会 坂井氏

昨年 3 月の協議会で出た、関東経済産業局と茨城県も参加を呼びかけてはどうかという提案から、今回ご出席いただいていることと思います。それは良いのですが、会議全体として資料の説明に時間を要してしまっている。運送事業者と荷主企業がこうして集まっているので、もう少し議論の時間をいただきましたかった。